

福岡県公報

平成22年5月31日
第3116号

目次

告示 (第885号 - 第890号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	2

告示

福岡県告示第885号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	三潁郡大木町大字蛭池412番2先から 大川市大字大橋271番1先まで	5.9 ~ 26.0	5,985.9

南筑後	一般国道	442号	前	三潁郡大木町大字福土1026番先から 大川市大字大橋271番1先まで	25.0 ~ 66.3	6,680.0
			後	三潁郡大木町大字蛭池412番2先から 大川市大字大橋271番1先まで	5.9 ~ 26.0	5,985.9
			後	筑後市大字江口314番1先から 大川市大字大橋271番1先まで	25.0 ~ 66.3	6,709.4

福岡県告示第886号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年5月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	442号	筑後市大字江口314番1先から 三潁郡大木町大字福土882番1先まで

福岡県告示第887号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一 般 国 道	442 号	前	八女市本村1059番 1 先から 筑後市大字四ヶ所261番 先まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			前	八女市本村1059番 1 先から 筑後市大字江口314番 1 先まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2
			後	八女市本村1059番 1 先から 筑後市大字四ヶ所261番 先まで	7.5 ～ 35.8	9,053.5
			後	八女市本村1059番 1 先から 筑後市大字江口314番 1 先まで	7.0 ～ 63.5	8,381.2

福岡県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年5月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442 号	筑後市大字高江256番 2 先から 筑後市大字江口314番 1 先まで

福岡県告示第889号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻 生 渡

サービ スの種 類	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護老人 福祉施設	4070802717	介護老人福祉施設西戸崎創 生園 福岡市東区西戸崎5丁目22 番1号	社会福祉法人創生会	平成22年 4月1日

福岡県告示第890号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年5月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
黒崎産業株式会社
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市八幡西区東浜町12番15号
- 特約業者の指定取消年月日
平成22年3月31日